

# 日本学生支援機構日本語教育センター寮則

制 定 平成 28 年 4 月 1 日

最近改正 令和 5 年 2 月 1 日

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この寮則は、日本語教育センターに関する規程（日本学生支援機構平成 16 年規程第 27 号）第 14 条に規定する学生寮（以下「寮」という。）の目的及び管理運営に関し、必要な事項を定める。

(寮の名称)

第 2 条 東京日本語教育センター（以下「東京センター」という。）及び大阪日本語教育センター（以下「大阪センター」という。）に併設する寮の名称は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 東京センター

日本学生支援機構東京日本語教育センター留学生寮

(2) 大阪センター

日本学生支援機構大阪日本語教育センター留学生寮

(寮の目的)

第 3 条 寮は、留学生等に対して生活及び居住の場を提供することにより、その勉学その他学生生活を支援するとともに、寮に入居する留学生等（以下「寮生」という。）とその他の学生が、地域住民等との交流事業等を実施し、学生、地域住民等の国際理解の増進、相互交流に資することを目的とする。

(寮長)

第 4 条 寮の管理運営に関する事務を統括するため、寮に寮長を置き、東京センターにあつてはセンター長をもって、大阪センターにあつては副センター長をもって、それぞれこれに充てる。

## 第 2 章 外国人留学生等に対する寮の提供等

(入寮の資格)

第 5 条 寮に入居する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本センターに在籍する留学生

(2) 第 20 条に規定するレジデント・アシスタント制度による日本人学生等

(3) 寮長が寮の管理・運営上、特に必要と認めた者

(在寮期間)

第 6 条 寮生の在寮期間は、本センターの在籍期間とし、退寮の期限は、原則として寮

生が属する本センターの各コースの終了する年の3月25日までとする。ただし、前条第2号及び第3号に規定する寮生については、寮長が別に定める。

(入寮申請)

第7条 入寮を希望する者は、別に定めるところにより、寮長に申請するものとする。

(入寮許可)

第8条 入寮の許可は、別に定める選考の上、寮長が行う。

(入寮の手続)

第9条 入寮を許可された者は、別に定めるところにより入寮手続を行うとともに、次条に定める入寮に係る費用を納入するものとする。

(入寮金、寮費及び預り金)

第10条 入寮者は入寮の際に別表の入寮金、寮費及び預り金を支払うものとする。

2 月の途中において入寮又は退寮する場合の当該月の寮費は、寮費の月額を30で除して得た額に、その月の居住日数(入寮日及び退寮日を含む)を乗じて得た額とする。

3 寮費は、寮生が外泊、旅行又は帰省等により在寮しない期間についても徴収する。

4 寮生から徴収する光熱水料等は、別に定める。

5 支払った入寮金は、原則として返還しない。

6 預り金は、年度末及び退寮の際、未納の光熱水料等、寮費及び第13条に定める賠償金に充当し、余剰がある場合は返還する。

7 入寮金及び寮費の徴収期限及び徴収方法は、別に定める。

(入寮許可の取消し)

第11条 寮長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合、入寮の許可を取り消す。

(1) 第5条の各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき。

(3) 入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。

(4) 健康上共同生活に適さないと寮長が判断したとき。

(寮生の遵守事項)

第12条 寮生は、寮の利用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

(1) 入寮許可時に定められた居室(以下「寮室」という。)に他人を宿泊させないこと。

(2) 寮室の全部又は一部を他人に転貸しないこと。

(3) 寮室及び寮の共用施設は、設備・備品等を含めて、常に良好な状態で使用し、寮長の許可なくその目的以外に使用し、または工作を加えないこと。

(4) 火災その他の災害の予防に努め、それらの原因となる行為をしないこと。

(5) 防火、衛生、施設の保全等管理上の必要から、寮長が実施する寮室の立ち入りに従うこと。

(6) その他施設の保全及び寮の目的達成のため、寮長が定めるところに従うこと。  
2 前項各号に掲げる事項のほか、寮生が遵守すべき事項については、寮長は、第8条に規定する入寮許可の際、入寮者に周知し、遵守の徹底を図るものとする。

(設備の破損等及び損害賠償)

第13条 寮生は、寮の施設及びその付帯設備等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を寮長に届け出るものとする。

2 寮生は、故意又は重大な過失により、前項に規定する損害を生じさせた場合、その損害を賠償するものとする。

(退寮)

第14条 寮生は、第6条に規定する在寮期間が満了したときは、速やかに退寮するものとする。

2 寮生は、第5条に規定する入寮資格を失った場合、1週間以内に退寮するものとする。

(退寮処分)

第15条 寮長は、寮生が次の各号のいずれかに該当する場合、退寮を命ずることができる。

- (1) 入寮後2か月経過しても寮費等を納入しないとき。
- (2) 寮費等を3か月以上滞納したとき。
- (3) 退学処分を受けたとき。
- (4) 第12条第1項に規定する遵守事項に違反する行為をしたとき。
- (5) 第13条第2項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。
- (6) 寮内の共同生活の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (7) 寮内の風紀を著しく乱す行為をしたとき。
- (8) 病気その他保健衛生上の事由により、寮での共同生活に適さないと認められるとき。
- (9) その他、寮の管理・運営に重大な支障があると認められるとき。

(退寮手続)

第16条 寮生は、退寮する場合、退寮前に別に定めるところにより退寮の手続を行うものとする。

2 寮生は、退寮に当たって寮室の引渡しを行うとともに、寮費等を精算するものとする。

3 寮長は、寮生の退寮前に、寮長の指定する者に、寮室の施設及び設備・備品等の点検を行わせるものとする。

4 前項の点検の結果、寮室の施設及び設備・備品等に、故意又は重大な過失による損害があったと認められる場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(共用施設等の利用)

第 17 条 寮生又はその他の者は、別に定めるところにより許可を得た場合は、寮の共用の施設又は設備・備品等を利用することができる。

(寮室への立入り)

第 18 条 寮生の寮室に当該寮生以外の者が立ち入ろうとする場合は、寮長の許可を得なければならない。

### 第 3 章 留学生交流事業等

(国際交流事業)

第 19 条 国際理解の推進及び国際協調の精神の醸成を目的として、寮生相互の交流及び寮生と地域住民、ボランティア等との交流その他国際交流を深めるための事業を、本センターと連携して実施する。

2 前項の事業の実施に当たっては、寮生は積極的に参加するものとする。

(レジデント・アシスタント)

第 20 条 寮においては、日本人学生等を寮で生活させることで、寮生である外国人留学生の相談に応じ、生活上の指導・助言を行うためのレジデント・アシスタント制度を実施することができる。

2 レジデント・アシスタント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 4 章 その他

(雑則)

第 21 条 この寮則に定めるもののほか、寮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この寮則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この寮則の施行日前に、現に在寮している者については、この寮則により入寮を許可されたものとみなす。

附 則

この寮則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この寮則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

2 この寮則の施行日前に、現に在寮している者についてもこの寮則を適用する。

別表 (第 10 条関係 寮費等)

(東京センター)

入寮金	15,000円
寮費	28,000円(月額)
預り金	入寮時に半期分として30,000円、その後、半期毎に

	30,000円
--	---------

(大阪センター)

入寮金	20,000円
寮費	26,000円(月額)
預り金	30,000円

備考 第5条第3号に規定する者に係る寮費については、上表の各寮費の1.1倍とすることができる。